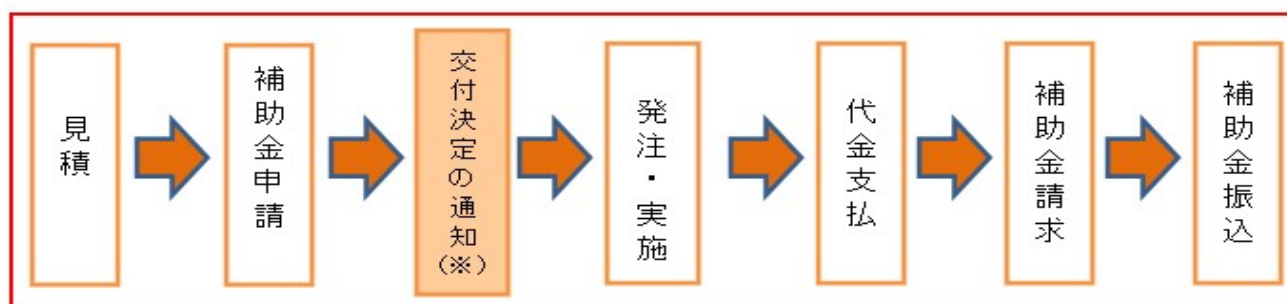


離島のガソリンスタンド等支援事業 実施の手引き

1. 概要

離島のガソリン流通コスト対策事業（値引補助）により値引販売を行っているガソリン販売店が行う、設備・施設の補修・改修、設備の導入・備品の購入（以下「経費補助」）、ガソリン販売業の効率化、合理化に要する費用について、「離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業」と合わせて総額45万円まで補助します。

<補助金申請から補助金受給までの流れ>



(※)全石連が補助金交付を決定すると「交付決定通知書」を送付します。
交付決定通知書が届いてから発注してください。

2. 補助金交付申請の方法

次の書類を各申請窓口まで送付してください。

(提出書類)

- ・離島のガソリンスタンド等支援事業「交付申請書」(様式第1号の3)

(添付書類)

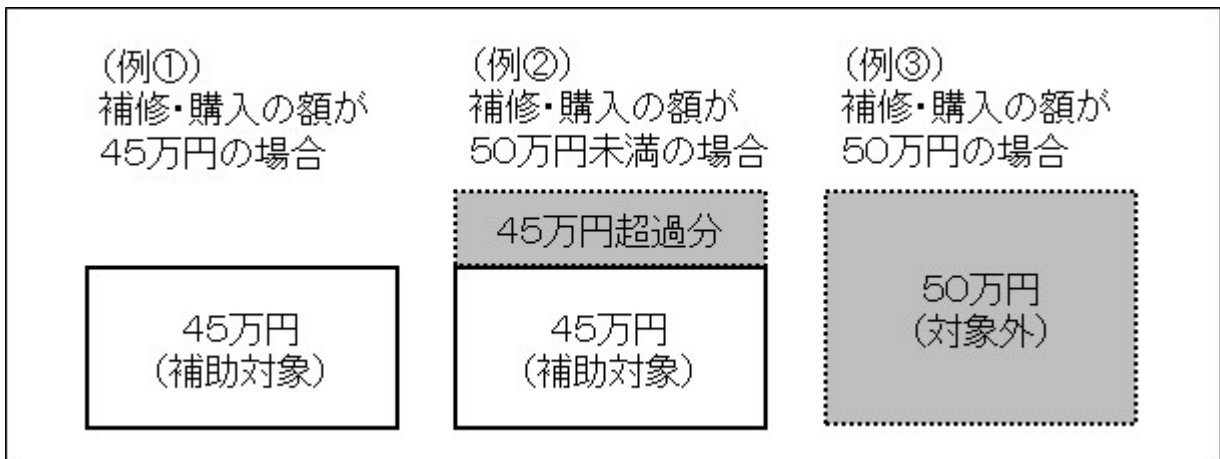
- ①「誓約書及び暴力団排除に関する誓約事項」原本
- ②別添「役員名簿」
* 氏名(カナ)、生年月日、性別、会社名、役職名を記載してください。
- ③2社以上の「見積書(写)」(※)
- ④設備・備品の購入の場合は、購入品の「パンフレット」

(※)設備・施設の補修・改修について、既存の契約に基づき実施する場合は、「契約書」の写しと今回分の見積書の写しでも可。

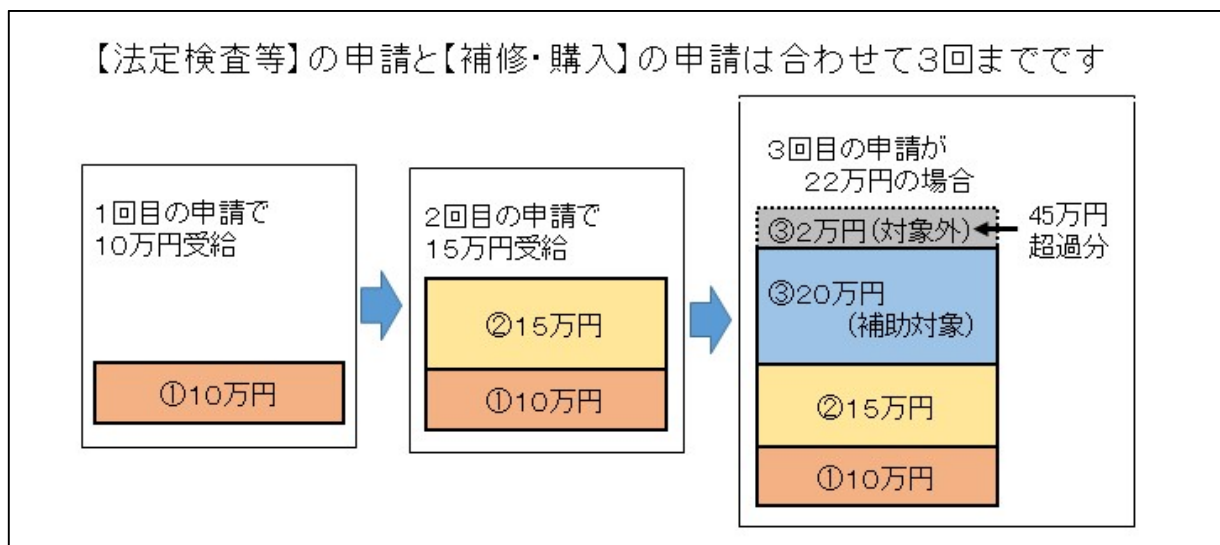
3. 補助金交付上限額、申請回数

- ・補助金交付額は「離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業(法定検査)」と合計して、年間45万円(消費税除く)が上限です。(※)
- ・補助金が上限に達するまで、「離島のガソリン販売関係法定検査等支援事業(法定検査)」と合計して年間原則3回まで申請できます。やむを得ず4回目以降の申請をお考えの場合は各申請窓口にご相談ください。
- ・申請1回につき、50万円未満(消費税除く)の経費補助を申請できます。
- ・複数の補修・購入の経費補助を行い、その代金の支払いが同時期となる場合は、1回に纏めて申請してください(法定検査等の申請と纏めることはできません)。
- ・金融機関の振込手数料について、取引額の内数(先方負担)となる場合は、補助対象です。

※ 申請1回あたりの経費補助の例



※ 2回目以降の申請の経費補助の例



4. 補助金交付申請の最終期限

- ・申請の最終期限は、10月末の本会の最終営業日となりますので、期限までに各申請窓口宛に申請書類を送付してください。

5. 補助事業の実施

- ・全石連からお送りする「交付決定通知書」記載の『交付決定日』以降に発注し、補修・購入を行ってください。(※1)
- ・発注先への代金の支払いは、1月31日までに終了させてください。(※2)

(※1) 交付決定日以前の補修・購入や代金の支払をした場合は、補助対象にはなりません。

(※2) 期限までに代金を支払わなかった場合は、補助対象にはなりません。

6. 補助金請求方法及び期限

補修・購入を行い、発注先への代金支払いが終了したら、次の書類を30日以内に各申請窓口までご提出ください。

※提出様式類は、交付決定通知書送付時に送付いたします。

(提出書類)(※)

- ・離島のガソリンスタンド等支援事業「実績報告書」(様式第10号の3)
- ・離島のガソリンスタンド等支援事業「支払請求書」(様式第14号の3)

(添付書類) ※写真以外は、原本ではなく「写=コピー」を送付してください。

- ① 購入……「納品書(写)」、及び写真
- ② 補修……「作業完了書等(写)」、及び「写真」(補修前、補修後)
- ③ 発注先からの「請求書」
- ④ 発注先への「振込依頼票」等、支払の“完了”が確認できる書類
 - ・『現金支払』の場合は、発注先の「領収証(写)」 ※『現金支払』と明記
 - ・『小切手』での支払いの場合は、資金化されたことが分かる書類(当座勘定照合表)

7. 帳簿の保管等

・補助事業に係る購入等の支出及び補助金収入については、帳簿上他の収支と区別して管理してください。

(例) 支出科目「〇〇年度 離島支援事業費」、
収入科目「〇〇年度 離島支援事業収入」等の科目を設定

・補助金申請等に関する書類及び会計帳簿については、事業年度終了後翌年度から5年間保存する必要があります。

8. 補助対象経費

(1) 石油製品販売設備及び施設の補修・改修費(部材・器具の交換、輸送費、工事費等の経費含む)

補助対象経費	例示等
(1)給油設備及び注油設備(本体及び付属設備、土台)	計量機補修、ノズル交換、ホース交換、POS設備交換、アイランド補修等
(2)電気設備(動力設備、電灯設備、照明設備)	照明器具交換、配線補修等
(3)洗車機	基盤交換、ブラシ交換等
(4)キャノピー	屋根張替え、塗装等
(5)防火塀	ブロック積み替え、塗装等
(6)タンク設備及び配管(本体及び付属設備)	タンク本体、通気管、油配管、注油口、漏えい検査管、油面計等の補修、タンク定期清掃等
(7)ベーパーリカバリー装置	
(8)土間	土間補修
(9)油水分離槽	定期清掃等
(10)建屋	販売施設の外回り補修、外壁・屋根塗装、室内天井・内壁補修等
(11)石油製品運搬車両	ローリー等運搬車両修理(車検は対象外。ただし、車検の際における部品交換等の修理代は対象。※2)
(12)空調設備	<u>ガソリンスタンド※1内の施設に限ります</u> 販売室等のエアコン補修等
(13)給排水衛生設備	<u>ガソリンスタンド※1内の施設に限ります</u> 販売室等の給排水設備、トイレ設備の補修等
(14)その他、石油製品販売に使用する設備及び施設	個別に全石連から資源エネルギー庁に相談します。

※1「ガソリンスタンド」とは、品質確保法第3条の登録を受けた給油所をいいます。

※2 対象外となるのは車検検査代(代行手数料含む)及び法定費用(重量税、自賠責保険料、印紙代)。対象となるのは車検前の法定点検整備における部品交換等の修理代。

(2) 石油製品販売設備及び備品の購入費(輸送費、工事費等の経費を含む)

補助対象経費	例示等
(1)運搬容器等	コンテナ、ミニローリー積載用タンク設備、ドラム缶、パレット、携行缶、ポリ缶、運搬用荷車、注油ポンプ、注油ホース等
(2)消火設備	消火器、消火器格納容器等
(3)スプレー高圧洗車機	高圧洗浄機
(4)カーマット洗浄機	
(5)車内用掃除機	
(6)オイルチェンジャー	
(7)クーラーガス充填機	
(8)タイヤ交換用設備及び器具	タイヤチェンジャー、ジャッキ、リフト等
(9)空気圧充填設備	エアークンプレッサー、エアージージ、ホースリール等
(10)バッテリーテスター	
(11)ペーパーリカバリー装置	
(12)内燃機関発電設備	
(13)緊急時用移動式ポンプ	
(14)混合油計量機	
(15)配線用遮断機(電子ブレーカー)	
(16)備品棚	ISU、ピットにおける備品棚
(17)バッテリー充電器	バッテリーチャージャー、ジャンプスターター(携帯電話等への充電機能が無いものに限る)
(18)レジスター	<u>ガソリン販売に使用するものに限り</u> ます
(19)POS	<u>ガソリン販売に使用するものに限り</u> ます
(20)車両及び船舶の修理用工具	インパクトレンチ、工具セット、スキャンツール等
(21)計量機	石油製品販売用計量機(全油種)
(22)空調設備	<u>※ガソリンスタンド内施設に設置するものに限り</u> ます
(23)灯油配送システム	ソフト及び車載用端末(パソコンは対象外)
(24)自動車用灰皿洗浄機	
(25)洗車タオル用洗濯機	ガソリンスタンドに設置するものに限る
(26)除雪機	ガソリンスタンドにおいて使用するものに限る
(27)情報通信機器	ガソリン販売に使用するものであって、ガソリンスタンドに設置するものに限る(業務用パソコン、FAX等)
(28)その他、石油製品販売に使用する設備及び備品	個別に全石連から資源エネルギー庁に相談します。

※「ガソリンスタンド」とは、品質確保法第3条の登録を受けた給油所をいいます。

以上